

■協議第16号 総務関係事業について

- 「非常備消防(消防団)」「消防団運営交付金」について、熊本市消防団に統合する。
- 「常備消防」について、合併後、新市が山鹿植木広域行政事務組合に加入している間は、現行のとおりとする。
- 「事務組織及び機構」について、現植木町役場に植木総合支所(仮称)を設置する。
- 「投票区」について、植木町の投票区の区割りは、当分の間現行のとおりとする。
- 「入札事務、指名参加願い及び資格審査(工事関係)」について、5年間は現行制度を存続する。ただし、指名参加願いおよび資格審査については、熊本市の基準に統一する。

■協議第17号 企画財政関係事業について

- 「コンビニエンスストアでの市税収納」について、熊本市の制度を適用する。

■協議第18号 市民生活関係事業について

- 「町名・字名の取扱い」について、「鹿本郡植木町大字」を「熊本市植木町」に置き換える。
- 「行政連絡機構の取扱い」「町内自治会活動支援事業」について、熊本市の町内自治会制度へ統合する。

■協議第19号 健康福祉関係事業について

- 「国保料(税)率等」について、5年間で熊本市の国保料に段階的に近づける。
- 「介護保険料」「火葬場」について、熊本市の金額に統一する。
- 「ふれあいいきいきサロン事業」について、現行のとおり継続し、新市において手法を検討する。
- 「熊本市優待証」について、通称「さくらカード」を使用できるよう熊本市の制度を適用する。
- 市民病院と植木病院との「診療体制・連携」について、植木病院を新市の北部の拠点病院として位置付け、一体的な経営体制の下で医師数の確保について大学などの関係医療機関に対し要請を行う。

■協議第20号 子ども未来関係事業について

- 「保育料」について、熊本市の料金に統一する。
- 「乳幼児医療費助成」について、植木町の自己負担なしは当分の間現行のとおりとする。

■協議第21号 環境保全関係事業について

- 「合併処理浄化槽整備事業」について、熊本市の助成制度に統一する。
- 「廃棄物の処理及び清掃」「ごみ収集事業」について、合併後、新市が山鹿植木広域行政事務組合に加入している間は、「ごみの収集」「ごみ袋」「資源物などの分別・収集」については、現行のとおりとする。

■協議第22号 経済振興関係事業について

- 「基盤整備事業」「適正化事業及び基幹水利施設ストックマネージメント事業」について、熊本市の地元負担に対する補助率を適用する。
- 「農業集落排水使用料」について、植木町において熊本市の公共下水道使用料水準に見直しを行う。
- 「企業立地促進事業」について、熊本市の補助制度に統一する。
- 「商工会補助金」について、5年間現行の制度を維持し、その後の取扱いについて、植木町商工会と協議する。

■協議第23号 都市計画関係事業について

- 「市(町)営住宅使用料の算定」について、合併後に建替えが行われるまでの家賃は、現行の水準とする。
- 「市道の整備(新設・改良)」について、植木地域の用地取得は、5年間買取方式を維持する。
- 「土地区画整理事業」について、着手部分(17.5ha)は事業計画により着実に実施する。また、未着手部分(73.3ha)については、区域・事業手法の見直しを含む総合調査を行ったうえで、整備する。
- 「下水道計画」について、植木町の公共下水道計画を着実に実施する。
- 「下水道使用料」「受益者負担金」について、熊本市の使用料および負担金に統一する。

区分	熊本市	植木町	
総務関係事業	非常備消防(消防団)	熊本市消防団 ○12方面隊75分団152部 3,528名 ※小学校区ごとに1分団 ○報酬(単位:千円) 団長74・副団長59・ 分団長39・副分団長33・ 部長24・班長23・ 団員22	植木町消防団 ○8分団61部 1,028名 ※小学校区ごとに1分団 ○報酬(単位:千円) 団長176・副団長154・ 分団長135・副分団長68・ 部長43・班長11・ 団員11
		※富合町消防団 → 熊本市消防団に統合 ◎団長 → 熊副団長兼12方面隊長 ◎副団長 → 熊分団長 ◎分団長 → 熊副分団長 ◎副分団長 → 熊部長 班長以下は同じ	
	消防団運営交付金	○分団 260千円 ○部 40~90千円 (人数に応じて)	○分団 45千円
	常備消防	熊本市消防局(熊本市単独)	山鹿市と山鹿植木広域消防本部を設置 ○植木消防署 植木町の全域および山鹿市鹿央町の一部
事務組織及び機構	総務企画・まちづくり・都市計画・市民生活・税務・子育て支援・健康福祉・産業振興・建設部門および上下水道部門、植木病院、合併特例区を基本に事務分担などを検討中。		
企画財政関係事業	コンビニエンスストアでの市税収納	軽自動車税、市県民税、固定資産税を収納できる。	制度なし
健康福祉関係事業	国保料(税)率等	○所得割12.3/100 ○均等割46,850円 ○平等割25,800円	○所得割10.8/100 ○均等割45,000円 ○平等割30,000円
	介護保険料	基準額 年額50,400円 (月 4,200円)	基準額 年額55,800円 (月 4,650円)
	火葬場	使用料 6,000円	使用料 10,000円
	熊本市優待証	○70歳以上の高齢者など 運賃の2割負担 ○一定基準以上の障がい者 運賃の1割負担 でバス・電車が利用できる。	制度なし
子ども未来関係事業	乳幼児医療費助成	小学校入学前までの医療費を助成(一部自己負担あり)	小学校入学前までの医療費を全額助成(自己負担なし)
環境保全関係事業	合併処理浄化槽整備事業	浄化槽を設置する場合 5~50人槽(33~203万円)の助成あり	浄化槽を設置する場合 5~10人槽(33~54万円)の補助あり
経済振興関係事業	基盤整備事業	ほ場整備など地元負担があるハード事業について、6割を地元で補助している。 ※ほ場整備によるハウス移転については全額補助。	独自の地元への補助なし
	農業集落排水使用料	制度なし ※参考(公共下水道使用料) ○水道水(例)20㎡ 2,240円 ○井戸水 1世帯 1,700円	○基本料金(一世帯あたり) 2,100円 + ○超過料金(人員割) 950円×世帯人員数
都市計画関係事業	市道の整備(新設・改良)	地元の自治会などの要望に基づく道路改良について、道路用地の取得方法は、熊本市は寄付、植木町は買取の方式をとっている	
	下水道使用料	○水道水(例)20㎡ 2,240円 ○井戸水 1世帯 1,700円	○水道水(例)20㎡ 3,630円 ○井戸水1人世帯 1,470円 2人世帯 2,940円 3人世帯 4,410円 4人世帯 5,880円
	下水道受益者負担金	土地面積200円/㎡	一般世帯(均等割) 171,000円
		※土地の面積が854㎡以下は市が安く、856㎡以上は町が安くなる。	